

↳ 基準年利率の改正

Q : 基準年利率が改正されたそうですが、内容を教えて下さい。

A : 従来は、期間にかかわらず一律でしたが、改正で短期、中期、長期と区分して定められることとなりました。

【解説】

基準年利率とは、相続税等の財産評価において使用される複利現価率、複利年金現価率等を計算する基となるもので、それぞれ次のような評価に使用されます。

①複利現価率

ゴルフ会員権の預託金、特許権等の評価

②複利年金現価率

定期借地権、著作権、営業権等の評価

これまで、基準年利率は、期間にかかわらず一律 3.0%とされてきましたが、日本証券業協会から公表される利付国債に係る複利利回りを基に、短期（3年未満）、中期（3年以上7年未満）、長期（7年以上）に区分して、各月毎に定められることとなりました。

今回の改正は平成16年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産を評価する場合に適用されますが、これまでに公表された平成16年1月～3月の基準年利率によりますと、各月とも短期0.05%、中期0.5%、長期1.5%と改正前に比べ大幅に引き下げられています。今後、各月毎の基準年利率は随時公表される予定ですが、利率の動向には注意が必要です。

